

# ナイトデポジット規定

# ナイトデポジット規定

## 1 (利用目的)

このナイトデポジットは、当店における使用者本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

## 2 (利用方法)

(1) このナイトデポジットを利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当行所定の入金票および通帳等とともに当行所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえナイトデポジットに投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋を投入したのちは、ナイトデポジットの扉が閉じたことを確認してください。

## 3 (使用料)

(1) ナイトデポジットの使用料は、当行所定の料金により1年分を前払いするものとし、毎年1月18日（休日の場合はその翌営業日）に、使用者が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初年度期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

## 4 (預金への受入処理)

(1) このナイトデポジットに投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当行はその責任を負いません。

## 5 (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

## 6 (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵は使用者が保管し、その鍵を使用してナイトデポジット扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は使用者が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

## 7 (鍵、入金袋の喪失・き損)

投入口鍵、入金袋または入金袋正鍵を失ったとき、もしくはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

## 8 (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、住所、その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出してください。

- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 9 (損害の負担等)

このナイトデポジットの利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、このナイトデポジットについて第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。

## 10 (反社会的勢力との取引拒絶)

このナイトデポジットは第11条第3項各号のいずれも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのナイトデポジットの使用をお断りするものとします。

## 11 (解約)

- (1) この契約は、使用者の申出によりいつでも一時中止または解約することができます。  
この場合、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を返却してください。
- ① 使用者が使用料を支払わないとき
  - ② 使用者について相続の開始があったとき
  - ③ 使用者の責めに帰すべき事由により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④ 使用者がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、使用者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのナイトデポジットの利用を停止し、または使用者に通知をすることによりこの契約を解約することができるものとします。  
この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を返却してください。また、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときはその損害額を支払ってください。
- ① 使用者がナイトデポジット利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 使用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした

場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

## 12（譲渡・転貸等の禁止）

このナイトデポジットの利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

## 13（規定の変更）

（1）本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 14（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以 上